

議案第 1 1 1 号

守谷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり守谷市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

1 指定する郵便局の名称

- (1) みずき野郵便局
- (2) 松ヶ丘郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当該指定期間満了の1箇月前までに、守谷市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由（議案第 1 1 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、個人番号カード用電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、みずき野郵便局及び松ヶ丘郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。